

外貨通知預金規定

1. (預入れの最低額)

この預金の預入れは、1口100通貨単位以上とします。

2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) この預金の解約にあたっては、「反社会的勢力の排除に関する規定」により解約する場合を除き、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、取扱店で返却します。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について証書表面記載の利率によって計算します。
なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は、預入れ通貨の補助通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

この預金を解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。

6. (外国通貨現金による支払い)

外国通貨現金による支払請求があった場合、当行の都合により解約日における当行所定の為替相場によって換算した当該外国通貨額相当の本邦通貨で支払うことがあります。

7. (他通貨による受入れ、支払い)

この預金と異なる通貨を受入れる場合、またはこの預金と異なる通貨により支払う場合には、当行所定の為替相場により換算します。

8. (手数料)

この預金の預入れ、または解約については当行所定の取扱手数料をいただきます。

9. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 証書を再発行（汚損等による再発行を含む。）する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

(4) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判に

より、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。

④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、据置期間経過前、または解約する日の2日前までに解約する旨の通知がなかった場合にも、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、前記4.

(1)に定める利率により計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、そ

の定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 3. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 4. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

1 5. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日：2020年3月16日